

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 小串医院
① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県東近江市五個荘山本町 8 3
- (3) 設立認可年月日 平成 1 2 年 7 月 2 8 日
- (4) 設立登記年月日 平成 1 2 年 8 月 8 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施 設 の 名 称	施設の医療 機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	小串医院	2510500834	滋賀県東近江市五個荘山本町 8 3	一般病床 0 床 療養病床 0 床

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 2 5 日	令和 6 年度決算書類の承認
〃	理事及び監事改選の承認
〃	役員報酬月額承認可決
令和 8 年 3 月 3 1 日	令和 8 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 小串医院
所在地 滋賀県東近江市五個荘山本町 8 3

※医療法人整理番号 0 0 2 3 7

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	76,645 千円
2. 負 債 額	108,360 千円
3. 純 資 産 額	△ 31,715 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	10,845
B 固 定 資 産	65,800
C 資 産 合 計 (A + B)	76,645
D 負 債 合 計	108,360
E 純 資 産 (C - D)	△ 31,715

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 小串医院
所在地 滋賀県東近江市五個荘山本町 8 3

※医療法人整理番号 0 0 2 3 7

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	10,845	I 流 動 負 債	86,720
II 固 定 資 産	65,800	II 固 定 負 債	21,640
1 有 形 固 定 資 産	58,741	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	2,005	負 債 合 計	108,360
3 そ の 他 の 資 産	5,054	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	0
		II 資 本 剰 余 金	5,000
		III 利 益 剰 余 金	△ 36,715
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	△ 31,715
資 産 合 計	76,645	負債・純資産合計	76,645

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4－2

法人名 医療法人社団 小串医院
所在地 滋賀県東近江市五個荘山本町 8 3

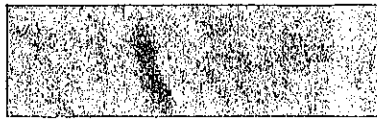
※医療法人整理番号 0 0 2 3 7

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事業損益		
1 事業収益		61,465
2 事業費用		70,867
	事業損失	△ 9,402
II 事業外収益		917
III 事業外費用		659
	経常損失	△ 9,144
IV 特別利益		
V 特別損失		3,374
	税引前当期純損失	△ 12,518
	法人税等	72
	当期純損失	△ 12,590

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。



様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 小串医院
理事長 小 串 真 司 様

私は、医療法人社団 小串医院の令和7会計年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 17 日

医療法人社団 小串医院
監事 西川 久美子

